

高い採択率で小規模事業者が支援されます

小規模事業者持続化補助金

＜小規模事業者持続化補助金について＞

小規模事業者（業種により従業員数に制限あり）が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されるものです。

採択結果

2020年6月5日締切分までの「一般型」採択結果です。

申請数 **19,154** 件 ▶ 採択数 **12,478** 件 **65.1%**

補助金概要

補助率：補助対象経費の**3分の2**以内

補助上限額：特例事業者除く **50万円** 特例事業者 **100万円**

以下のいずれかに該当する施設で事業を実施する事業者を「特例事業者」と言います。

・ 屋内運動施設 ・ バー ・ カラオケ ・ ライブハウス ・ 接待を伴う飲食店
 （特例事業者に該当するための要件詳細は公募要領をご確認ください）

補助対象者：以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 小規模事業者であること（業種ごとに従業員数の制限あり）
 - ② 商工会議所の管轄地喜内で事業を営んでいること
 - ③ 持続的な経営に向けた経営計画を作成している（作成する）こと
- その他の申請要件は公募要領にてご確認ください。

補助対象経費

対象経費の一例をご紹介します。

- 機械装置等費・・・事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
- 広告費・・・パンフレットやチラシ等を作成するために支払われる経費
- 開発費・・・試作品や包装パッケージの開発にともなう設計、デザイン、製造などに支払われる経費

次回締切（第3回締切）は**2020年10月2日（金）**です。
 補助金申請を検討される事業者様は早めに当事務所までご相談ください。